

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第51号）（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

京都市中央斎場の使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	使 用 料			
		変 更 前		変 更 後	
		市 内	市 外	市 内	市 外
10歳以上のもの	1 体	15,000 円	75,000 円	20,000 円	100,000 円
0歳以上10歳未満のもの		10,000 円	54,000 円	13,000 円	74,000 円

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 51 号

京都市中央斎場条例の一部を改正する条例

京都市中央斎場条例の一部を次のように改正する。

「

	円	円
別表備考以外の部分中	15,000	75,000
	10,000	54,000

を

」

「

	円	円
	20,000	100,000
	13,000	74,000

に改める。

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課)